

被扶養者資格の再確認に ご協力をお願いします



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和7年度につきましては、被扶養者資格が解除となる可能性の高い対象者を絞って10月中旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたします。

確認の対象となる方

～令和7年度の予定～

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や直近で認定された者を除く）

※下記に該当する被扶養者がいない場合は、
被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和7年10月中旬から10月下旬（予定）
にかけて順次送付いたします。

提出期限

令和7年12月12日（金）



扶養解除となる被扶養者の方がいる場合

確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストと被扶養者異動届を提出します。

扶養解除の迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました！

令和6年度の実績

扶養から外れた方の人数：約6.3万人
高齢者医療制度への負担軽減額：約11億円
（効果額）

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

群馬支部移転のお知らせ

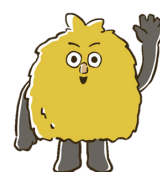
協会けんぽ群馬支部は令和7年7月22日（火）に移転いたしました。

新住所

前橋市古市町1-50-22 JOMOスクエア4階

連絡先

☎027-896-5200（代表）



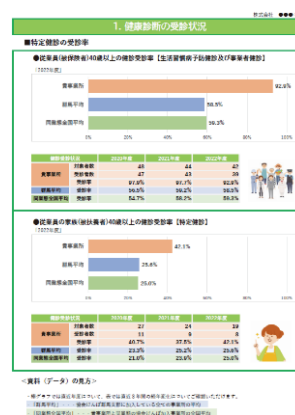
申請書の提出は郵送でお願いします。

※「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

「生き生き健康事業所宣言」を行うことで以下のサポートが受けられます。



支部ホームページや広報紙上へ掲載されることにより
事業所のPRにつながります。



▶ 詳細はこちら



経済産業省 健康経営優良法人



群馬支部公式LINE